

議員（門 秀俊）

2番 門 秀俊、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症の新規患者数の増加に伴い、入院患者数や重症患者数の増加傾向が継続し、医療従事者の精神的な負荷も大きな問題となっていることを見聞きし心が痛みます。そのような中であっても、常に緊張感、焦燥感を抱えながら身を粉にして働いて下さっている皆さんに改めて心から感謝申し上げます。

さて、私は海ゴミによる海洋汚染の状況等及び漁業者所得への影響について質問をさせていただきます。

瀬戸内海は数多くの島が点在し、風光明媚な美しい景色が広がっています。その自然の美しさから、昭和9年3月16日に日本初の国立公園に指定されました。瀬戸内海から私たちは海の幸だけではなく東西の交通の要衝であることや、沿岸地域の盛んな漁業活動等の多くの恩恵を受けています。

しかし、現在、瀬戸内海は多くの海ゴミ、特に海底ゴミにより汚染されつつあります。海底ゴミが増加する要因は、1、生活圏である陸上ゴミの主な起源で、河川を通じて流入及び不法投棄によるゴミが増加している。2、ゴミの回収者の不在でその責任の所在が不明確である、3、ゴミの発生量が回収量を大きく上回っていることなどが考えられ、ゴミは海の自然環境を崩し、生態系へ悪影響を及ぼしています。

私たちは未来の子供たちのために海の汚染の主たる原因となる海ゴミの回収及びその発生を防止しなければなりません。

そこで、4点お伺いします。

1点目、本町の主な河川である桜川及び弘田川からどの程度の量のゴミが海に流入していると推察されるかお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

門議員の桜川及び弘田川からのどの程度のゴミの量が海に流入していると推察されるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町で海域に接続されている主な河川につきましては、県の管理河川であります桜川と弘田川になります。また、桜川及び弘田川より海域に流出しているゴミの量につきましては調査、実績等はなく把握できておりませんが、河川のゴミの回収の現状として、桜川につきましては桜川防潮水門があります桜川排水機場において、排水ポンプの起動時のみになります。ポンプピット手前に設置しております除塵機にて流れてきたゴミ等を回収しております。その処分量につきましては過去4年間の平均値にはなりますが、年間約3.5トンのゴミなどを搬出処分しております。

弘田川につきましてはゴミ等を回収する同様の施設がないことから、ゴミ等の回収は行っておりません。

なお、河川などの水系ではありませんが、堀江雨水第1ポンプ場におきましても除塵機にてゴミ等を回収しておりますので、参考までに申しますと、過去4年間の平均値で年

間約6.4トンのゴミなどを搬出処分しております。

また、それ以外では自治会など地域住民による河川のゴミ拾いや草刈りなどの清掃や、県の河川改修工事などの際のオイルフェンス設置によるゴミの回収などを行っておりますが、通常は河川に流れているゴミなどは河川から海域に流出している現状から、ゴミの量についての推察は難しいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

引っかかるゴミの量だけで年間10トンということなんで、多分海の方にはかなり流れていると思います。

2点目、海ゴミは河川を通じての流入及び不法投棄によるゴミが主なものと考えられますが、河川でのゴミ回収状況及び上流自治体への働きかけ等の状況についてお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

門議員の河川でのゴミ回収状況及び上流自治体への働きかけ等の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においての不法投棄の状況につきましては、道路、河川、海岸、山林などといった箇所において不法に投棄されている状況があり、その都度、施設管理者である所管課にて回収処分しているところであります。

特に不法投棄につきましては、悪質なものや不法投棄されたゴミから所有者を特定できた場合には警察に通報し対応していただいている状況であります。

河川でのゴミ回収状況につきましては、先ほどの答弁と重複致しますが、排水ポンプを設置している河川につきましては除塵機にてゴミを回収しており、水路や河川改修などの工事の際には必要な箇所にオイルフェンスを設置するなどをしてゴミを回収しております。

また、地域住民の方々や自治会、各種ボランティア団体等により水路や河川のゴミ拾い、草刈りなど清掃をしていただいたゴミなどについても回収しております。

河川の上流自治体への働きかけ等につきましては、現在のところ直接的な働きかけは行っておりませんが、今後は河川管理者である県と協議検討を行い、河川清掃などの実施や行政境を越える河川においては県、上流自治体及び住民環境課と連携を図りながら河川ゴミの対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

門議員の上流自治体への働きかけ等の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県は瀬戸内海を豊かな海として保全、再生するため、山、川、里、海の繋がりの中で行

政、県民、関係者が連携して海域、陸域一帯となった海ゴミ対策を目的とした香川県海ゴミ対策推進協議会を平成25年に設立しております。

海ゴミの中でも今一番問題視されているのはプラスチック系のゴミであり、これらのゴミの多くは川を経由して海に流れ込み漂流し、漂着ゴミとなるものや海に堆積するゴミ、また長期間漂流しマイクロプラスチックとなり生態系への悪影響も懸念がされているところでございます。

この協議会は県が事務局となり県内の全市町、国土交通省四国地方整備局、高松海上保安部、環境省中国四国地方環境事務所、県漁業協同組合連合会、県環境保全公社が参加しており、協議会の活動の一つに県内一斉海ゴミクリーン作戦、「さぬ☆キラ」というものがございます。

10月下旬から11月上旬にかけてボランティアの参加者を募集し実施する清掃活動で、活動場所は海岸だけではなく内陸部を含んだ県内全域となっております。

このように県内全域を活動範囲とする当協議会を通じて海に面していない自治体も海ゴミの問題に関する啓発及び海ゴミの削減の取組を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

3点目、河川に流入する前のゴミのゴミ拾いボランティアなど地域住民への働きかけを行っているかお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

門議員の河川に流入する前のゴミのゴミ拾いボランティアなど地域住民への働きかけを行っているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

河川につきましては県のリフレッシュ香の川パートナーシップ事業である河川環境を守る活動において、現在桜川河川沿いの2つの地元自治会が登録し、定期的に河川の清掃を行うなど美化活動を行っていただいております。

また、登録されていない地域自治会や各種団体においても河川の清掃、草刈りなどを実施していただいております。

道路につきましては、市町の協力を得て県が支援を行う香川さわやかロード事業の道路の美化活動に、本町では6つの団体が登録されており、定期的に道路の清掃、除草などボランティア活動を行っていただいております。

また、海岸につきましては、瀬戸内海沿岸の県や市町村などで構成されております瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の事業で取り組んでいるリフレッシュ瀬戸内の活動に白方小学校、白方幼稚園、白方保育所などが中心となり地元自治会地区の方々による西白方の浜クリーン作戦として清掃美化活動を実施していただいております。

本町と致しましても今後より一層のゴミのポイ捨て、不法投棄などに対する啓発活動や河川ゴミの回収方法などの対策について河川管理者である県と協議を進め、河川の環境美化を図り、ゴミの排出抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

門議員の地域住民への働きかけについてのご質問に答弁をさせていただきます。
現在、多度津町では多度津町環境美化条例で環境美化の日を定めており、毎月第3日曜日の早朝、1時間程度のボランティア清掃を自治会を中心とした町民の皆様や町内の事業所にお勤めの方々に実施をしていただいております。

また、4月から5月にかけては各地域で道路側溝等清掃が毎年実施されており、多くの住民の皆様に水路などの清掃を行っていただき、土砂とともに大量のゴミを回収しております。

さらには、桜川流域の自治会、水利組合ほか各関係機関で組織されております桜川流域水環境保全推進協議会により環境パトロールや啓発看板の設置等を通じて桜川流域の水環境の保全意識の普及啓発を行うとともに、桜川の清掃活動を行っております。

また、民間企業や団体が海岸でボランティア清掃を行う際にもゴミ袋や手袋などの支給を行っており、こういった清掃活動を支援することが地域の美化、さらには海ゴミを減らすことに繋がっていくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

4点目、ゴミの投棄を防ぐための啓発活動及び児童・生徒に対する教育活動はどのように実施しているかお伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

門議員のゴミの投棄を防ぐための啓発活動及び児童・生徒に対する教育活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ゴミの投棄を防ぐための啓発活動と致しましては、各自治会や企業などからの推薦により環境美化推進委員を町内で191名委嘱しており、不法投棄の監視などにご協力をいただいております。

不法投棄の連絡があった際には現場を確認し、警察への通報と適切な対応を行っております。また、不法投棄の多い場所や河川等には不法投棄防止の啓発看板の提供や設置を行っております。

次に、児童・生徒に対する教育活動と致しましては、毎年町内の全小学校を訪問し四箇、豊原、多度津小学校は4年生、白方小学校は3年生を対象として環境学習を実施しております。

実施内容につきましては各小学校からの要望により異なりますが、四箇小学校は弘田川で、また豊原小学校は金倉川でそれぞれ指標生物の確認や試薬による水質調査とゴミ拾いを行っております。

多度津小学校では桜川でゴミの回収調査と試薬による水質調査を行っており、白方小学校では海岸寺の浜で指標生物の確認による水質調査とゴミ拾いを行っております。

環境学習実施後に参加された生徒の方からお礼を兼ねた感想のお手紙を頂いておりますが、この環境学習を通して身近な水環境の問題に強い関心を持つようになっていただいております。

こういった身近な川や海に出向き、水質やそこに住む生物、またそこに流れてきたゴミを実際に見て確認することが子供たちの感性に訴えかけ、不法投棄やゴミの削減に繋がるものと信じております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（三木 信行）

門議員のゴミの投棄を防ぐための啓発活動及び児童・生徒に対する教育活動の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

児童・生徒に対する教育活動は主に総合的な学習の時間を活用して行っています。小学校4年生が社会科でゴミについて学習をするので、その内容と関連させて扱うことが多いです。

その他、小学校6年生や中学生がSDGs、持続可能な開発目標について学習する中で取り扱ったり、学校独自に河川清掃や海岸清掃に取り組んだりしているところもあります。

子ども議会の提案の中に河川清掃や海岸のクリーン作戦の取組の提案がありましたが、これらは先に述べた教育活動の成果の一端と考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

私も子ども議会の方、拝見、書面の方ですが拝見させていただきまして大変うれしく思います。今後ともよろしくお願いします。

次に、海ゴミによる漁業者への所得への影響について質問します。

海ゴミは漁業者への操業時に悪影響を与えています。ゴミが魚とともに漁網に入ってしまう、魚を傷つけてその価値を低下させたり、漁網そのものを破損させることもあります。また、大きな流木等のゴミにより漁船に甚大な損害を与えることもあります。

また、世界的にもプラスチックゴミやマイクロプラスチックを海洋生物が誤食することを繰り返すことにより、その食物連鎖の上位にある私たち人間の体内にも蓄積されてしまう可能性があります。

このように、海ゴミは漁場環境の低下や操業、航行上の支障及び健康被害の原因になるとも考えられることから、漁業関係者による海ゴミの回収が積極的に行われています。特に、海中で漂流し、または海底に堆積するゴミについては漁業者が回収すること以外に有効な手立てがほとんどありません。漁業者が操業中に意図せず船上に引き上げたゴミについては、これを自主的に持ち帰った場合、その漁業者に処理責任が課せられることが多いと聞いています。しかし、このような事業活動によって海中から引き上げられ

たゴミだけだとしても、海上から陸上に運搬することはあくまでも漁業者の自主的な取組であることを考えれば、漁業者に処理費用の負担を求めないことがそれらの回収、処理を推進する上で望ましいのではないのでしょうか。

そこで、2点お伺いします。

1点目、海ゴミによる漁業所得への影響についてお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の海ゴミによる漁業所得の影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

SDGsの14番目の目標として海の豊かさを守ろうが掲げられております。この目標の内容は、海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全をし、持続可能な形で利用するとされております。

さらに、水産資源の回復、海洋ゴミや陸上活動による汚染等から海洋汚染を防止することなどを含む10項目からなるターゲットが設定をされております。

ご質問にございます海のプラスチックゴミは海洋生物による誤食や誤飲及び海洋生物への絡まり等により水産資源を含む海洋生態系に悪影響を与えるとともに漁網などで漁獲した海産物の中へのゴミの混入や漁船のスクリューへの絡まりによる航行への影響など漁業に損害を与えることにもなっております。

また、マイクロプラスチックは両面に様々な化学物質を吸着する性質があることが指摘されており、食の連鎖を経て海洋生物へ影響を与えることが懸念されているほか、十分な化学的な根拠に基づいていないと言えない情報が流布すること等に起因する風評被害によって生じる魚価の下落や消費者の魚離れも懸念されているところであります。

海ゴミの増加が漁獲量減の主たる原因であるとの根拠は十分ではありませんが、前述のように海ゴミが直接的かつ間接的に漁業者の所得に影響を与えることは考えられるため、海岸漂着物処理推進法第5条に基づき、陸地部における海ゴミの発生抑制対策を行うとともに、漁業の操業において活用されている繊維強化プラスチック、これはFRPであります。このFRP製漁船、漁網、ロープ、ブイ等のプラスチック資源の利用方法やその後の廃棄処分方法の周知徹底を図り、海ゴミを出さない方法を住民の方々とともに考え、SDGsに則った方法で海洋資源の保護及び発展に取り組むことが漁業所得の向上に繋がると考え、今後も対策を研究してまいります。

また、助成としては町内3漁業協同組合と関係企業で構成されております多度津海域漁場漁業環境整備協議会により漁業者に対して、海ゴミ等が漁網にかかるなどして余儀なく休業した際には助成金が支出されております。

他にも同協議会より平成30年度の西日本豪雨の際に瀬戸内海に大量の瓦礫やゴミが流れ出し、カキ筏が破損する恐れがある漂流ゴミを白方漁協組合員が回収した際にも日当に当たる額を漁業者に助成をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

2点目、操業時に引き上げられた海ゴミの処理に係る対応についてお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の操業時に引き上げられた海ゴミの処理に対する対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にございますとおり、海中を漂流していたり、海底に堆積している海ゴミの回収、及び漁場の海面、海浜清掃については漁業関係者の方々にご協力をいただいているところでございます。

本町ではこの漁場、海面、海浜清掃活動を助成するため、町内3漁業協同組合に対し年間合計200万円の漁場、海面、海浜清掃事業費補助金を交付してございます。

令和2年度実績では同清掃の述べ回数は3漁業協同組合を合わせて6回実施され、延べ176人の漁業関係者が参加されています。同清掃で回収された海ゴミの処理方法は本町リサイクルプラザのパッカー車が各集積所でゴミを回収し、クリントピア丸亀に搬入して焼却処分を行っております。事業ゴミではない回収ゴミについては無償で対応してございます。

なお、ゴミの分別につきましては同清掃活動に参加している漁業関係者の方々にご協力をいただき、円滑な収集業務に繋がっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

門議員の操業時に引き上げられた海ゴミの処理に係る対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

漁業者が操業時に引き上げられた海底ゴミや漂流ゴミにつきましては、香川県海ゴミ対策推進協議会が白方漁業協同組合と高見漁業協同組合に設置したコンテナや集積籠に入れていただき、町が処分できる海ゴミにつきましてはリサイクルプラザに搬入し処分をしております。

また、町で処分できない海ゴミにつきましては産業廃棄物として処分を行っており、処分費用につきましては香川県海ゴミ対策推進協議会が負担をしております、漁業者が操業時に引き上げられた海ゴミの処分に関して漁業者の費用負担はないものと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

町の補助金を活用した海面、海浜清掃については分かりましたが、各漁協が単独で実施している海面、海浜清掃の実施状況についてお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答え致します。

各漁協に確認したところ、組合単独で行った海面、海浜清掃は3漁協合わせて9回程度実施し、約90人の参加者があったとのことでございます。また、淡水組合に関しましては、池の水面のゴミの状況により5～6人の方々でその都度清掃を行っているということでした。

なお、その際のゴミの処理方法につきましては、先ほど答弁致しましたとおりでございます。町の方で対応してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

ゴミをゼロにすることは大変難しいと思います。しかし、SDGs、持続可能な開発目標である海の豊かさを守るのがあります。今現在、我々ができることはゴミを捨てない、捨てさせないだと思います。

国、県でも色々な啓発活動を行っています。本町でもできることを継続し、多度津町の海、また瀬戸内海の海の豊かさを守ろうと思います。

以上で一般質問を終わります。